

# 金ヶ崎町農業委員会議事録

令和7年7月22日午後1時30分から令和7年第7回金ヶ崎町農業委員会を、金ヶ崎町役場4階大会議室に招集して開催した。

1. 本会議に出席した委員は18名で次のとおりである。

第1番委員	坂井 聡	第11番委員	高橋 新一
第2番委員	小野 まり子	第12番委員	佐藤 浩幸
第3番委員	宮本 賢	第13番委員	佐藤 祝弘
第4番委員	倉田 和久	第14番委員	山路 和弘
第5番委員	渡辺 好章		
		第16番委員	岩野 悦子
第7番委員	高橋 重貴	第17番委員	小嶋 教三
第8番委員	及川 宏和	第18番委員	田口 敏
第9番委員	有住 寿哉	第19番委員	高橋 正則
第10番委員	高橋 義隆	第20番委員	菊地 成壽

2. 本会議を欠席した委員は次のとおりである。

第15番委員 小坂 倫充

3. 本会議に出席した者は次のとおりである。

事務局 長	関口 潤
事務局 長 補佐	高橋 真一郎
係 長	田尻 和稔
主 査	巴 春菜

4. 本会議の提出案件は次のとおりである。

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について
- 報告第2号 農地法施行規則第29条の規定による農地転用の制限の例外に関する届出について
- 議案第1号 農地法第3条許可処分の取消願の審査について
- 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
- 議案第4号 農用地利用集積等促進計画の作成要請の決定について
- 議案第5号 令和7年度金ヶ崎町農地パトロールの実施について

5. 本会議の書記は次のとおりである。

係 長	田尻 和稔
主 査	巴 春菜

- 議 長 只今から令和7年第7回金ヶ崎町農業委員会会議を開会いたします。  
開始時刻 13時30分
- 議 長 15番小坂倫充委員から欠席の届出があります。  
したがって、只今の出席委員は、18名であります。  
定足数に達しておりますので、金ヶ崎町農業委員会会議規程第11条の規定により会議は成立いたしました。
- 議 長 日程第1、議事録署名人及び書記の指名を行います。会議の議事録署名人及び書記は、会議規程第14条の規定により、議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。  
——異議なしの声あり——
- 議 長 異議なしと認め、議事録署名人には11番高橋新一委員、12番佐藤浩幸委員を、書記には事務局を指名いたします。
- 議 長 日程第2、会期の決定についてお諮りします。本会議の会期は、本日午後半日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。  
——異議なしの声あり——
- 議 長 異議なしと認め、会期は本日午後半日間と決定しました。
- 議 務 局 長 日程第3、諸般の報告に入ります。事務局長報告を求めます。  
【別添報告書に基づいて事務局長朗読説明】  
報告が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
——なしの声あり——
- 議 務 局 長 質疑がないようですので、諸般の報告を終わります。
- 議 務 局 長 日程第4、報告第1号農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知ついてを議題とします。  
事務局 説明を求めます。  
【事務局 朗読説明】  
説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
——なしの声あり——
- 議 務 局 長 質疑がないようですので、報告第1号を終わります。
- 議 務 局 長 日程第5、報告第2号農地法施行規則第29条の規定による農地転用の制限の例外に関する届出についてを議題とします。  
事務局 説明を求めます。  
【事務局 朗読説明】  
説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
——なしの声あり——
- 議 務 局 長 質疑がないようですので、報告第2号を終わります。

議 長 日程第6、議案第1号農地法第3条許可処分の取消願の審査についてを議題とします。

事務局 説明を求めます。

事 務 局 長 【事務局 朗読説明】  
説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。  
討論に入ります。討論ございませんか。  
——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。  
質疑・討論を打ち切り、採決いたします。  
議案第1号農地法第3条許可処分の取消願の審査について、許可に賛成する委員の挙手を求めます。  
——委員挙手——

議 長 挙手全員であります。  
よって、当案件は、許可することに決定しました。

議 長 日程第7、議案第2号農地法第3条第1項の規定による許可申請審議についてを議題とします。

事務局説明を求めます。

事 務 局 長 【事務局 朗読説明】  
説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

第18番委員 18番田口です。3番の案件についてお尋ねします。  
私も農業委員として関わっている案件であり、当初は法人として取得しようとしていましたが、議案では個人で取得することとなっています。経緯を教えてください。

事 務 局 18番田口委員のご質問にお答えします。  
委員おっしゃるとおり、当初は法人として農地取得したいという意向でした。しかし、農地所有適格法人ではないので習得することができない旨説明し、個人での取得に至りました。  
申請にあたっては、営農計画書や従事要件の書類等を提出いただいております。

議 長 その他、質疑ございませんか。  
——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。  
討論に入ります。討論ございませんか。  
——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。  
質疑・討論を打ち切り、採決いたします。  
議案第2号農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について、許可に賛成する委員の挙手を求めます。  
——委員挙手——

議 長 挙手全員であります。  
よって、当案件は、許可することに決定しました。

議 長 日程第8、議案3号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします。  
事務局 説明を求めます。

事務局 局長 【事務局 朗読説明】  
説明が終わりました。  
つづいて、現地調査の報告を求めます。  
12番佐藤浩幸委員より報告願います。

第12番委員 12番佐藤です。番号1番及び2番の案件について、現地調査の報告をします。  
7月16日午後に、南方地区の高橋義隆委員、山路和弘委員と事務局の田尻係長と現地調査に行ってきました。  
譲受人である[ ]が宅地造成販売するため、譲渡人である[ ]所有の田を売買により取得し、転用しようとするものです。  
農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は、都市計画法上の用途地域内に指定されているため、第3種農地に該当することから、農地転用の制限を特に受ける場所ではありません。  
一般基準についてですが、関連法令の許認可の見込みがあり、計画に見合う資金の裏付けがあることから、事業実施の確実性があることを確認しました。  
また、周辺農地への被害防除措置としては、西側の道路の高さまで盛土整地し転圧する。北側と東側にある農地及び南側の水路との境には、L型擁壁を設置する。雨水排水は、自然浸透とする計画であることから、土砂流出の被害は、想定されないものと考えられます。  
以上のとおり許可基準を満たしていることから、農地転用は、許可相当であると判断いたしました。  
以上で現地調査の報告を終わります。

議 長 ご苦労様でした。  
これより、質疑に入ります。  
質疑ございませんか。  
——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。  
討論に入ります。討論ございませんか。  
——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。  
質疑・討論を打ち切り、採決いたします。  
議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、許可相当の意見を付すことに賛成する委員の挙手を求めます。  
——委員挙手——

議 長 挙手全員であります。  
よって、本案は許可相当の意見を付して県に進達することに決定しました。

議 長 日程第9、議案第4号農用地利用集積等促進計画の作成要請の決定についてを議題とします。  
事務局 説明を求めます。  
【事務局 朗読説明】  
説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。  
討論に入ります。討論ございませんか。  
——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。  
質疑・討論を打ち切り、採決いたします。  
議案第4号農用地利用集積等促進計画の作成要請の決定について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。  
——委員挙手——

議 長 挙手全員であります。  
よって、本案は、原案のとおり決定しました。

議 長 日程第10、議案第5号令和7年度金ケ崎町農地パトロールの実施についてを議題とします。  
事務局 説明を求めます。  
【事務局 朗読説明】  
説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
18番田口です。何点か質問させていただきます。  
2の(2)に「地域推進班」とありますが、これはなにを指しているのでしょうか。  
それから、3の(6)ですが、仮登記がなされたときに、法務局から農業委員会へ通知がくるのでしょうか。  
最後に5の(1)に遊休農地を農地中間管理機構への貸付あっせんを行うといった内容がありますが、農地中間管理機構は具体的に動いて遊休農地の解消をしてくれるのでしょうか。  
18番田口委員のご質問にお答えします。  
まず、地域推進班についてですが、これは、地域推進連絡会を各地区に分かれて行っていますので、その地区ごとのものを地域推進班とさせていただきます。  
そして、仮登記についてですが、仮登記があった際には、登記法に基づいて、法務局より農業委員会へ通知がきます。  
最後に、農地中間管理機構についてですが、農地中間管理機構は遊休農地の解消活動をしてくれるものではありません。遊休農地を耕作

してくれる人を農業委員会が見つけて、農地中間管理機構へ貸付あっせんをするという流れになります。

議 長 その他、質疑ございませんか。

第 2 番 委 員 2 番、小野です。違反転用ではないかと心配な場所があります。違反転用と言い切れないのですが、その場合はどうしたらいいでしょうか。

事 務 局 2 番小野委員のご質問にお答えします。疑いのある場所や、一人では判断に迷う場所についても、農地パトロールの対象地に入れていただきたいと思います。

議 長 その他、質疑ございませんか。

議 長 ——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

議 長 ——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。議案第 5 号令和 7 年度金ケ崎町農地パトロールの実施について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

議 長 ——委員挙手——

議 長 挙手全員であります。よって、本案は、原案のとおり決定しました。

議 長 これで、本日の日程は、全部終了いたしました。令和 7 年第 7 回金ケ崎町農業委員会会議を閉会します。ご苦労さまでした。

終了時刻 14 時 15 分